

学生番号

氏名

次の下線部に示された導出に対して反論を試みよ。

たばこの煙が不快な人もいれば、それを快いと感じるから喫煙している人もいる。(a)それゆえ、嫌煙権と喫煙権は同等の権利なのだ。(b)したがって、いつでもどこでもたばこを吸う権利を認めるべきである。

解答例と解説

(a)(「たばこの煙が不快な人もいれば、それを快いと感じるから喫煙している人もいる。」という事実を認めた上で、「嫌煙権と喫煙権は同等の権利なのだ。」という主張に反論する。)

たばこの煙を快いと感じるから喫煙している人は、自らの意志によってたばこの煙を吸うことが出来るが、たばこの煙が不快な人の近くで誰かがたばこを吸えば、この人は自らの意志に無関係に強制的にたばこの煙を吸わされることになる。したがって嫌煙権と喫煙権は即ち、たばこの煙を吸わずにいる権利と吸う権利は同等の権利ではない。

(b)(「嫌煙権と喫煙権は同等の権利なのだ。」という主張にを認めた上で、「いつでもどこでもたばこを吸う権利を認めるべきである。」という主張に反論する。)

いつでもどこでもたばこを吸う権利を認めると、それと同等の権利である、いつでもどこでもたばこの煙を吸わずにいる権利が侵害されることになる。従って、嫌煙権と喫煙権を同等に扱うためには両方の権利に公平な制約を設ける必要がある。